

兵庫県の就学支援

兵庫県 総務部 教育課

私立全日制高校

日本人等生徒用



兵庫県では
3つの給付制度で
高校生の就学を
支援します。

就学支援金

【授業料への支援】

奨学給付金

【授業料以外への支援】

入学金支援

【授業料以外への支援】

国籍要件について

このご案内は日本人等の生徒向けの内容です。

しゅうがくしえんきん

しょうがくきゅうふきん

就学支援金(授業料への支援)と奨学給付金(授業料以外への支援)は国籍要件があります。

※外国人の生徒の方でも下記のいずれかの要件を満たしていれば対象です。

対象の
日本人等
生徒

以下のいずれかを満たす生徒

- ①日本国籍を持っている方
- ②特別永住者
- ③永住者(法務大臣が永住を許可した者)
- ④日本人の配偶者、子、特別養子
- ⑤永住者・特別永住者の配偶者
or永住者・特別永住者の子として日本で出生し、引き続き日本に在留している方
- ⑥定住者で日本に将来永住する意思がある方
- ⑦家族滞在で以下すべてを満たす方
 - (1)日本国内で出生または12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した
 - (2)日本の小学校と中学校を卒業した
 - (3)日本で就労して定着する意思がある

◆申請書等にて、全員国籍を確認します。

②～⑦の方については、在留資格と在留期間が分かる書類を提出してください。

※「在留カードのコピー」、「特別永住者証明書」、「住民票の写し(原本)」など

⑥の方は「日本に永住する意思」を、

⑦の方は(1)～(3)をそれぞれ申請書にて確認します。

いずれの条件も満たさない方は、外国人生徒向けの案内をご確認ください。

就学支援金【授業料への支援】

【対象要件】 [申請時期] 4月頃(入学後)

生徒が日本国籍を有していること

※外国籍の生徒であっても2ページ目の要件を満たしている方は対象

【支給額】

支援限度額
(年額)

457,200円

※授業料を上限として
支給されます。

【申請に必要な書類】

- ① 就学支援金の申請書 (入学・在籍する高校で配布、またはオンライン申請)
- ② 生徒のマイナンバーカード裏面のコピー
(or個人番号が記載された住民票)
※記載内容に変更がない場合、もしくは令和2年5月25日以前に変更手続きが完了している場合のみ、マイナンバー通知カードのコピーでも可能
- ③ (外国籍の生徒のみ) 在留資格・在留期間が示された書類
※「在留カードのコピー」、「特別永住者証明書」、「住民票の写し(原本)」等
- ④ その他学校が指定する書類

※県外校は、都道府県により手続き方法が異なる場合がありますので高校へお問合せください。

【申請先】

入学・在籍する高校です。学校からの案内をご確認ください。

◆期日までに申請し忘れた場合

気づいた時点で、直ちに高校の事務室に連絡してください。
認定された場合、申請月から支給されます。

※次のいずれかに該当する者は支給が受けられません。

- ・高等学校等を卒業もしくは修了した者
(修業年限が3年未満のものを除く)
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36ヶ月を超えた者
(定時制・通信制高校等に在学する期間は4分の3として計算)

奨学給付金【授業料以外への支援】

【対象要件】 [申請時期] 7月~9月頃(入学後)

- ① 各年度7月1日時点で在学していること
- ② 保護者等が兵庫県在住であること
- ③ 市町民税所得割額及び県民税所得割額の合計が182,500円未満(保護者等全員の合算)であること

※市町民税所得割額及び県民税所得割額については5ページを参照。

※経済状況の悪化等で収入が激減し、急変後の収入が
年収490万円未満相当と見込まれる世帯は、
「家計急変分」として申請可能

【支給区分】

- A 生活保護世帯(生業扶助受給)
- B 市町村民税及び県民税の所得割非課税世帯
- C 年収約270~380万未満世帯
※市町民税所得割額と県民税所得割額の合計が105,500円未満
- D 年収約380~490万未満世帯
※市町民税所得割額と県民税所得割額の合計が182,500円未満
- E **【専攻科のみ】** 年収約380~600万未満の多子世帯
※市町民税所得割額と県民税所得割額の合計が105,500円以上
264,500円未満

区分	支給額(年額)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
A	52,600円	52,600円	
B	152,000円	52,100円	52,100円
C	50,670円	17,370円	17,370円
D	38,000円	13,030円	
E			13,030円

奨学給付金【授業料以外への支援】

【申請に必要な書類等】*は、令和8年7月1日以降に発行されたもの

- ① 住民票*（世帯全員分・続柄の記載があるもの）※1
※1 在寮しており住民票を他都道府県に移している生徒は、在寮証明書
- ② 在学証明書*（学校長印が押印されたもの）
- ③ 申請者名義の希望振込金融機関の通帳のコピー
（名義名、銀行名、支店名、口座番号が確認できる箇所）
- ④ 保護者等全員分の令和8年度の住民税がわかる書類※2
（課税証明書または生業扶助受給証明書*等）
※2 家計急変の場合は、上記④だけではなく、以下の書類が必要です。

- 家計急変の発生を証明する書類（離職票、廃業届等）
- 保護者等全員分の急変後1年間の年収見込み
（会社発行の収入見込証明書、税理士or公認会計士作成の証明書類等）

専攻科に在籍する場合の追加書類

⑤ 個人対象要件証明書

市町民税所得割額及び県民税所得割の合計は、令和8年度の課税証明書で確認します（保護者等が2名いる場合は2名の合算）。
右例では、129,600+32,400=162,000
※市町・個人により表示される項目が右例と異なります。

市民税	税額控除前所得割額④	167,680
	税額控除額⑤	38,000
	所得割額⑥	129,600
税	均等割額⑦	3,900
	税額控除前所得割額④	41,920
	税額控除額⑤	9,500
県民税	所得割額⑥	32,400
	均等割額⑦	2,300
	年税額(特別徴収税額)⑧	168,200
額	控除不足額⑨	
	既充当額⑩	
	既納付額等⑪	
	差引納付額(⑧-⑩-⑨、⑪)	168,200
	変更前税額⑫	
増減額(⑧-⑫)	168,200	
変更月		月

【申請方法】 ※令和8年7月1日～受付開始

県内私立高等学校 ➡ 入学・在籍する高校に提出
※申請書類等も学校から配布

県外私立高等学校 ➡ 兵庫県教育課にオンライン申請
※申請先は兵庫県HPに掲載



入学金支援【授業料以外への支援】

【対象要件】 [申請時期] 7月～9月頃(入学後)

- ① 令和8年度新生であること
- ② 7月1日時点で兵庫県内の全日制高等学校または専修学校高等課程に在籍していること
- ③ 保護者等全員が7月1日時点で兵庫県在住であること
- ④ 7月1日時点で生活保護世帯(生業扶助受給) または、市町村民税所得割額及び県民税所得割額がどちらも0円(保護者等全員の合算)であること

※通信制、各種学校(外国人学校含む)、県外の学校にお通いの方、在校生は本支援の対象外です。

【支給額】

支援限度額
(年額)

50,000円

※入学金の実支払額と支給限度額の低い方が支給されます。

※兵庫県内の専修学校高等課程にお通いの方は25,000円が支給限度額となります。

【申請に必要な書類】

- ① 入学金支援の申請書 (入学・在籍する高校で配布)
- ② 住民票
- ③ 保護者等全員分の令和8年度の住民税がわかる書類 (課税証明書、非課税証明書、生業扶助受給証明書 等)
- ④ その他学校が指定する書類

【申請先】

入学・在籍する高校です。学校からの案内をご確認ください。

各給付制度 よくあるお問合せ

就学支援金【授業料への支援】

Q1.いつ頃支給されますか。

A. **在籍されている各学校法人 事務担当へご確認ください。**

※あらかじめ支給額相当額を差し引いて請求する学校や、
授業料全額分を納付後に支給額が振り込まれる学校がございます。

Q2.更新の手続きは必要ですか。

A. 一度申請し認定を受けた場合、更新等の手続きは原則不要です。

※一年ごとに意向を確認する学校もあります。

Q3.収入要件はありますか。

A. **令和8年度から収入要件が撤廃されました。**

※外国籍の生徒等は収入要件がございます。詳しくはHPをご確認ください。

奨学給付金【授業料以外への支援】

Q4.兵庫県外の私立高校の申請先はどこですか。

A. **県HPからオンライン申請を行ってください。**

※オンライン申請が難しい方は郵送での受付をしますのでお問い合わせください。

Q5.途中で転学/退学しましたが、返還は必要ですか。

A. 給付後に返還の必要はありません。

Q6. 期日までに書類の提出が間に合いません。

A. 提出できる書類は先にご提出ください。揃わない書類については、
理由と提出予定日を、必ず提出先へ期日までにお知らせください。

※書類が揃わないと給付することができないため余裕をもってご準備ください。

Q7.生活保護世帯で生業扶助を受けていない場合の申請区分は。

A. 非課税区分での申請となります。

入学金支援【入学料への支援】

Q7.途中で転学/退学しましたが、満額支給されますか。

A. 7月1日時点で兵庫県の全日制高校か専修学校高等課程に在籍
していれば満額支給されます。返還の必要はありません。

Q8.いつ頃支給されますか。

A. 学校を通じて支給されますので、**在籍されている各学校法人 事務
担当へご確認ください。**

問合せ先一覧



AIチャットボットでのお問い合わせ

※就学支援金、奨学給付金のみ
※入学金支援、個別性の高い内容（支給状況、認定額等）はお答えできません。

就学支援金【授業料以外への支援】

◆兵庫県ホームページ

「【授業料支援/日本人生徒向け】兵庫県私立高等学校等就学支援金制度」

①申請方法・支給時期・e-Shien手続き等
各学校法人 事務担当へご連絡ください。

②その他

兵庫県総務部教育課

Eメール：kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

奨学給付金【授業料以外への支援】

◆兵庫県ホームページ

「【授業料以外の支援/日本人生徒向け】私立高等学校等奨学給付金（一般分）」

①県内に学校法人がある場合

各学校法人 事務担当へご連絡ください。

②県外に学校法人がある場合

兵庫県総務部教育課

Eメール：kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。



入学金支援【授業料以外への支援】

◆兵庫県ホームページ

「兵庫県私立高等学校等入学金支援」

①申請方法・支給時期等

各学校法人 事務担当へご連絡ください。

②その他

兵庫県総務部教育課

Eメール：kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

各制度
県HP一覧



県教育課メール



その他、貸付制度

【兵庫県私立高等学校入学資金貸付制度】

対象者	次のすべてを満たす者 ①私立高等学校（通信制課程を除く）に入学予定の生徒の学資負担者（所得税法上、生徒の扶養者）。 ②兵庫県内に在住する人 ③学資負担者の市（町）民税所得割額と県民税所得割額の合算した額が257,500円未満であること。 （年収目安：約590万円未満）
貸付額	300,000円以内（入学時納付金：入学金、施設費等）
申請時期	中学3年生時点の1月中旬～2月中旬

問合せ先：公益社団法人 兵庫県私学振興協会 078-515-6760

【高等学校奨学資金貸与制度】

対象者	高校に在学する勉学に意欲がある生徒で、以下の両方に該当する者 ①生計を維持する者が兵庫県在住であること。 ②生計を維持する者の収入総額が振興会の定める基準以下である世帯に属すること。 （給与所得者の場合、4人世帯で概ね680万円以下）
貸付額	月額30,000円（私立学校、自宅通学者の場合）
その他	タブレット端末等購入費等に対する貸与制度あり （奨学資金貸与者のみ）
申請時期	入学前：中学3年生時点の8月下旬～9月の間で各中学校が指定 在学中：毎年4～5月（以降、随時受付）

問合せ先：公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 078-361-6640